20220412 【感染症情報】フィリピンにおける新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の対応について(その 108: 一部の地域の警戒レベル 1 への引き下げ)(4月8日発表)

【ポイント】

- 4月8日、フィリピン政府は、4月9日から4月15日までの間、一部の地域を警戒レベル1に引き下げることを発表しました。
- ●ビサヤ地域につきましては、南レイテ州が警戒レベル2から警戒レベル1となります。

【本文】

1 4月8日、フィリピン政府は、4月9日から4月15日までの間、一部の地域を警戒レベル1に引き下げることを発表しました。ビサヤ地域につきましては、南レイテ州が警戒レベル2から警戒レベル1となります。また、警戒レベル2を発出している州内においても今回新たに市町単位でレベル1とされた市町もあります。

発表内容の詳細につきましては、以下の関連情報にて確認ください。

【関連情報】

●新興感染症に関する省庁間タスクフォース(IATF)(決議第 165-G 号: 一部の地域の警戒レベル 1 への引き下げ)

https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2022/04apr/20220408-IATF-RESOLUTION-165-G-RRD.pdf

++++++++++++

- ○この情報は、在留届及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。情報は同居家族の方にも共有いただくとともに、同居家族の方が本メールを受信していない場合は、在留届へのメールアドレスの登録をお願いします。
- ○災害や騒乱等が発生した際、ご家族、ご友人、同僚を守るため、一人でも多くの方に安全対策に関する情報が届くよう、在留届(3か月以上の滞在)の届出、又はたびレジ(3か月未満の滞在)の登録を、お知り合いの方や出張者・旅行者にご案内いただけますようお願いいたします。

在留届・たびレジ登録

(https://www.ezairyu.mofa.go.jp/https://www.ezairyu.mofa.go.jp/ORRnet/)

(問い合わせ窓口)

○ 在セブ日本国総領事館

住所:8th Floor, 2Quad Building, Cardinal Rosales Avenue, Cebu Business Park, Cebu City

電話:(市外局番 032) 231-7321 / 7322

FAX: (市外局番 032) 231-6843

ホームページ: $\underline{\text{https://www.cebu.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html}}$